

主 文

労働基準監督署長が、平成30年5月10日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は、これを取り消す。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成28年12月1日、派遣元であるA所在のB会社に雇用され、C会社D支店（以下「元請会社」という。）が施工する工事現場（以下「事業場」という。）において、施工管理業務に従事していた。

2 請求人によると、平成29年10月7日、元請会社の労働者であるE（以下「加害者」という。）に指導をしたところ、事業場内で加害者から暴行を受け（以下「本件暴行」という。）負傷したという。

請求人は、同日、F医療機関を受診し、「右橈骨頭骨折、頸椎捻挫、腰部打撲傷」等（以下「本件傷病」という。）と診断された。

3 本件は、請求人が本件傷病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付及び平成29年10月7日から同月31日、同年11月1日から同月30日、同年12月1日から31日、平成30年1月1日から同月31日、同年2月1日から同月28日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）がこれらを支給しない旨の各処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成30年12月14日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 前提事実

(略)

2 当審査会の事実認定及び判断

(1) 決定書理由に説示する「判断の要件」のとおり、他人の故意に基づく暴行による負傷については、当該故意が私的怨恨に基づくもの、自招行為によるものその他明らかに業務に起因しないものを除き、業務に起因する又は通勤によるものと推定するとされているところ、本件では、請求人を本件傷病に至らしめた加害者の行為が、加害者の私怨又は請求人の自招行為等業務と無関係の事由が原因となったものであるか否かが問題となるので、以下検討する。

(2) 本件についてみると、平成29年10月7日、G付近にいた部下である加害者と約76m離れたH付近で請求人はダンプカー等の車両の点検業務に従事していたところ、ドライブレコーダーを大型ダンプに搭載させることを管理していた加害者がその管理を怠っていたこと（以下「本件職務懈怠」という。）に気付いた。そこで、請求人は、同日午前8時27分に事業場代理人に電話をかけたところ、同人から加害者に電話をかけるよう促されたため、続いて加害者に電話をしたものの、要領を得なかったことから、加害者の所に赴き、加害者と合流し、口論となった後、請求人が加害者に向かって少なくとも手を伸ばしたところ、加害者から同日午前8時32分に本件暴行を受けたことが認められる。

本件暴行の直前の状況について、請求人及び加害者は、要旨、次のとおり述べている。

ア 請求人の申述

「〇〇〇。」と私が電話で言ったところ、加害者は「え。」や「〇〇〇。」な

どととぼけた返事をしてきたので、「〇〇〇。」と言ひ、電話を切った。加害者に合流したところで、「〇〇〇。」と加害者に言うと、加害者が「〇〇〇。」と意味の分からない言い訳をしてきたので、「〇〇〇。」と私が言い返すと、ヘルメットがぶつかりそうになるくらいに加害者が顔を近づけてきたことから、加害者の顔を払いのけようと、私は手を伸ばした。すると、私が手を伸ばした次の瞬間、加害者に投げ飛ばされた。

イ 加害者の申述

請求人から電話があり、いきなり怒鳴り口調で「〇〇〇。」という内容が聞こえてきた。周囲の騒音のため、聞き取りづらく、「えっ」と言って聞き直した。請求人から再び「〇〇〇。」と質問されたので、「えっ？何で？」と言った。

すると、請求人は「〇〇〇。」と怒鳴ってきた。自分の居場所を教えると請求人は「〇〇〇。」と怒鳴って電話を切った。請求人は私のところに来るなり、もう一度「〇〇〇。」と怒鳴りながら近づいてきた。私としては何の気なしに言ったことでしたので、謝罪したものの、しつこく怒鳴ってくる請求人に「〇〇〇。」と反論したところ、お互いに感情がヒートアップして、口論となった。

その後、請求人が私の胸ぐらをつかみながら文句を言ってきたので、請求人を投げてやろうと思い、請求人の胸ぐらをつかみ、間髪を入れずに投げた。

(3) 上記(2)の請求人及び加害者の各申述を総合すると、請求人は、加害者の本件職務懈怠を解決するため指導を行おうとしたところ、加害者が当該指導に従わないため、請求人が加害者に接近したこと、請求人が加害者の言葉遣いを注意したところ、加害者が指導に従わないため、請求人と加害者が口論となったこと、請求人が手を伸ばした又は加害者の胸をつかみながら押したことを契機として、加害者が請求人に対して故意をもって本件暴行を行い、請求人に本件傷病を負わせたものと認められる。

また、本件暴行があった時刻は、上記のとおり午前8時32分であるところ、請求人が午前8時27分に事業場代理人に電話をし、更に加害者に電話をした後、約76m歩いて加害者に合流したという経緯に照らすと、合流の約2分後という極めて短時間のうちに本件暴行が行われたものと認められる。

この点、監督署長は、口論が始まった時点において「けんか」の状況にあるものと判断しているが、部下が理由なく指導に従わない場合、厳しく指導するこ

とは社会通念上あり得ることであり、また、請求人が加害者に対して求めた行動は、死亡事故が続いていた中、第三者を含めた事故防止を促すという点で発注者から施工管理者である請求人に強く期待されていた行動と認められること、さらに、請求人が加害者に対して指導を行ってから本件暴行に至るまでの時間がわずか2分間程度であることに鑑みると、請求人と加害者との口論時の出来事を「けんか」とみることは適当ではない。

なお、加害者は、請求人が加害者の胸ぐらをつかんだと主張するが、上記のとおり、請求人は加害者の方に手を伸ばした又は加害者の胸をつかみながら押しにすぎないところ、これに対して加害者は押し返すことではなく、意図的に請求人に対して本件暴行を行っているのであるから、本件暴行は、自招行為によるものとは認めることができない。

そうすると、本件暴行は、加害者の本件職務懈怠に端を発したものであって、当該職務懈怠を解決しようとする過程において、加害者から一方的に暴力を受けたものであり、また、請求人と加害者との関係は、本件暴行前は良好であったと認められること、請求人が加害者に指導を行ってから本件暴行に至るまでの時間は上記のとおり極めて短時間であることから、両者に私怨関係がある又は請求人の指導が加害者の私怨に発展したとする特別な事情も見いだせない。

したがって、当審査会としては、本件傷病は、上司が部下に対して指導を行うという業務に通常伴う危険が具体化したものであって、業務との間には相当因果関係があり、業務起因性が認められるものと判断する。

4 結 論

以上のとおり、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものと認められるから、本件処分を取り消すこととして、主文のとおり裁決する。

令和2年2月28日